

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成24年1月26日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【現状及び問題点】

保険会社が他の保険会社に保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）がある。このため、保険会社の事業再編等に際し、保険契約の移転を限定的にしか行うことができず、顧客属性や販売チャネルに応じた再編による業務の効率化や、様々なサービスの向上等を図ることができない可能性がある。

【目的及び必要性】

上記問題に対応するため、移転単位規制を緩和することにより、保険契約の移転の柔軟な活用を可能とし、保険会社の業務の効率化やサービスの向上等を図る必要がある。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第135条、第136条の2、第137条

（3）規制の新設又は改廃の内容

保険契約者の保護のために必要な措置（①保険契約の移転に対する異議申立手続において、その情報提供の方法を現行の公告に加え、移転対象契約の契約者に対する個別通知を義務付ける、②異議の成立要件を現行の5分の1超から10分の1超に引き下げる等）を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。

5. 想定される代替案

本案に規定する、保険契約者の保護のために必要な措置（異議申立手続の情報提供における個別通知や、異議成立要件の緩和）を講じることなく移転単位規制を撤廃する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

移転元の保険会社において、異議申立手続における移転対象契約の契約者に対する個別通知に係る費用等が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（2）行政費用

① 本案

行政庁（国）において、保険会社が保険契約の移転に際して、保険契約者の保護のために必要な措置（移転対象の契約者に対する個別通知等）を講じているか、確認するための費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（3）その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

異議申立手続に際し、保険会社より、移転対象契約の契約者に対して十分な情報提供が行われないことから、当該契約者が移転について適切な判断を行うことができず、当該契約者の意図しない移転が行われ、保険契約者の保護に欠けるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

保険会社においては、例えば顧客属性や販売チャネルに応じた再編を行うことが可能となるため、業務の効率化が図られるほか、保険契約者においては保険契約の移転に伴い、例えば保険事故時の相談・照会への対応等の様々なサービスの向上等

が見込まれる。

② 代替案

本案と同等の便益が見込まれる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生するものの、これらは制度の運用に際して、保険契約者の保護の観点から必要最小限の費用である。一方、保険会社においては再編による業務の効率化、保険契約者においてはサービスの向上等という、多大な便益がそれぞれ発生すると見込まれており、得られる便益によるプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられ、本案による改正は適当といえる。

（2）代替案との比較

本案は、代替案と比較し、遵守費用及び行政費用が上回る。しかしながら、代替案においては、保険契約者の保護を図るための措置が講じられないまま保険契約が移転されることから、保険契約者の保護が図られないおそれがあり、このような社会的費用の発生は、看過することはできない。

したがって、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

『保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて』（保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ報告書・平成23年12月2日）

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。